

控除項目	記入方法	控除額	内 容		控除額
寡婦控除	3の⑰に☑	4の⑰	①：夫と離婚した後に再婚していない人のうち、子以外の扶養親族を有しており、合計所得が500万円以下の場合 ②：夫と死別した後に再婚していない人や夫が生死不明な人のうち、合計所得が500万円以下の場合		26万円
ひとり親控除	3の⑱に☑	4の⑱	未婚の人や配偶者と死別・離婚した後に再婚していない人、配偶者の生死が不明な人のうち、扶養する子を有しており、合計所得が500万円以下の場合		30万円
勤労学生控除	3の⑲に☑ 所属学校名	4の⑲	学校教育法に規定する学校などの学生で、自己の勤労に基づく給与所得等（事業所得・雑所得・退職所得・給与所得）を有し、合計所得が75万円以下で、かつ自己の給与所得等以外の所得が10万円以下の場合		26万円
障害者控除	本人の場合： 3の⑳に☑ 被扶養者の場合： 3の㉑または㉒の 該当箇所のどちらかに○	4の㉑	普通 障害	①：障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人など ②：上記①と同等である旨の認定を受けている人など	26万円
			特別 障害	上記のうち、手帳の等級が【身体障害1・2級、精神障害1級、療育A】の人など	30万円 同居の時 53万円
※扶養控除対象外の16歳未満の扶養親族でも控除できます。配偶者特別控除対象の配偶者は控除できません					
配偶者控除	3の㉑に必要事項	4の㉑	申告者の所得が1,000万円以下で、合計所得が48万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある人は除く）がいる場合		控除額は 下記へ
	※同一生計配偶者 注1（控除対象配偶者を除く）に該当する場合は、控除額は0円ですが、市・県民税の非課税限度額の判定に必要なため、該当する場合は記入が必要です				
配偶者特別控除 注2	3の㉑に必要事項	4の㉑	申告者の所得が1,000万円以下で、合計所得が48万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係にある人は除く）がいる場合		控除額は 下記へ

注1 申告者の合計所得金額が1,000万円超の場合は同一生計配偶者欄にチェック☑してください

注2 配偶者特別控除は、夫婦間でお互いを控除することはできません

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額 (配偶者の年齢)		申告者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円
48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円